

市報第9号

平成26年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成26年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

平成27年6月30日

横浜市長 林 文子

平成 26 年 度 横 浜 市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
2 総務費	2 総務費	徒歩帰宅者 支援事業	円 4,719,600	円 1,865,000	円 2,854,600	円 -
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	地域ケアプラザ 整備事業	982,800	-	982,800	-
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	民間障害者施設 耐震対策事業	8,918,000	-	8,918,000	-
8 環境創造費	4 環境活動 推進費	大雪被害農業者 緊急支援事業	111,450,085	18,008	111,432,077	-
11 都市整備費	1 都市整備費	関内・関外地区 活性化推進事業	92,674,480	54,205,000	38,469,480	-
11 都市整備費	1 都市整備費	舞岡町法面 対策事業	14,472,000	4,950,000	9,522,000	-
12 道路費	1 道路維持 管理費	民営施設整備 助成事業	91,400,000	-	91,400,000	-
14 消防費	1 消防費	消防車両 購入事業	70,210,780	-	70,210,780	-
一 般 会 計 計			394,827,745	61,038,008	333,789,737	-

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 2,854,600	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 2,854,600	資材調達に日時を要し工事が遅延したため
982,800	-	-	-	-	-	982,800	関係者との調整に日時を要したため
8,918,000	7,303,000	981,000	-	-	-	634,000	支障物の発生により工事が遅延したため
111,432,077	-	-	86,579,817	-	-	24,852,260	資材調達等に日時を要し工事が遅延したため
38,469,480	38,469,480	-	-	-	-	-	関係機関との調整等に日時を要したため
9,522,000	-	-	-	-	-	9,522,000	関係者との調整等に日時を要したため
91,400,000	91,400,000	-	-	-	-	-	支障物件の撤去等に日時を要したため
70,210,780	70,000,000	-	-	-	-	210,780	製造工程の遅れに伴い納入が遅延したため
333,789,737	207,172,480	981,000	86,579,817	-	-	39,056,440	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額		
				支出済額	支出未済額			
(みどり保全創造事業費会計)								
1	みどり保全 創造事業費	1	みどり保全 創造事業費	特別緑地保全地区 法面整備事業	円 21,477,960	円 6,650,000	円 14,827,960	円 -

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 14,827,960	円 -	円 -	円 -	円 -	円 14,827,960	円 -	施工日程の調整 に日時を要した ため

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条（第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条（第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条（第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。